

JRなど運賃割引推進ニュース

2019年9月26日(木) No.76号 発行：全国精神保健福祉会連合会
交通運賃割引全国運動推進PT 座長：奥田和男 事務局長：堀場洋二
連絡先携帯電話 090-3480-1541 Eメール horiba@sc.starcat.ne.jp



全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)

❖ 衆参両院の請願採択を受け、全国運動を提起!! ❖

衆参両院での「請願採択」を受けて、交通運賃割引全国運動プロジェクトチームの会議及び全国精神保健福祉会(みんなねっと)代表理事会で確認された「今後の運動」について、都道府県連宛に送信された添付資料とメールの内容をお知らせします。

① 全国精神保健福祉会連合会からの添付資料

2019年度 交通運賃プロジェクト会議

請願採択を受けて、今後の運動の進め方について協議のまとめ

JR等の交通運賃割引制度を精神障害者も対象とする「請願」を衆参両院の国土交通委員会が6月26日に採択しました。

この請願採択を受けて、7月25日にプロジェクト会議を開催し、今後の運動について次の通りまとめましたので報告・提言します。



1 請願採択の背景と請願を契機にした運動の強化について

2016年5月13日、全国から162名の要請団が集結し、62万余筆の請願署名提出行動から4回目で衆参両院で採択という画期的な成果を得ました。

この間、みんなねっとは国会請願と並行して都道府県議会と市町村議会からの意見書提出や交通事業者への要望協議などの取り組みを重ねてきました。

国はオリンピックの東京開催を控え、障害のある人もない人も共に支えあう社会づくりに向けてユニバーサルデザイン2020行動計画を推進してきました。こうした国の動きや働きかけがあり、昨年10月、JALやANAは航空運賃が写真添付の手帳所持者すべてを対象に割引を発表し、12月～1月に実施しました。また、えちぜん鉄道と福井鉄道では、指定難病患者の訴えを受けて、割引が適用されました。

こうした全国運動の積み重ねと国の動きや働きかけが請願採択に結び付けました。請願採択は直接運賃割引の実現に結び付くものではありませんが、交通運賃割引制度を精神障害者にも適用されるよう国会議員の総意として国に求めています。私たちの運動を背後から推してくれています。請願採択を契機に、交通運賃割引実現の大きな前進に向けて運動の強化を図りましょう。

2 この1年の具体的な運動の推進について

1) JRや公営交通への要望を重点に、協議とその回答についてのスケジュールを設定する。

- 2) 事業者との協議には当事者も参加し、協議の焦点である「精神への適用は減収ではなく売り上げの増加になる」ことについて、西鉄のアンケートなど精神障害者が家族に負担をかけないために利用を控えている生活実態について説明して理解を求める。
- 3) 西鉄の実施から1年以上が経過しており、利用している当事者の声や西鉄の担当者の方の声などを伝えるように準備する。
- 4) 請願が採択され、議員も関心を寄せている。交通事業者との協議には地元の議員（秘書の場合も）にも同席を要請する。
- 5) 意見書はその年でリセットされる。今年は改めて、都道府県議会と市町村議会からの意見書提出してもらう具体的な取り組みをする。
- 6) マスコミ対策として、情報提供を行い、理解をしてもらう取り組みを行う。

3 運動のスケジュールについて

別紙スケジュール表参照



【補足】

プロジェクト会議の概要は上記の通りです。具体的な内容を充実し本格的な運動の強化を図りましょう。

- ・ 和歌山の太田さんから、樋口県議会議員が「私鉄南海との接点があるので協力する」。太田さんが、8月8日に樋口議員と会うので南海との要望協議について、具体化に向けて相談してもらう。
- ・ 回答は文書ではなく、面談して聞かせてもらって話し合う。文書にすると決済をとるため形式的なものになってしまう。
- ・ 要望・協議の参加者や統一行動の日程などは柔軟に対応する。たとえば、ブロック内の県連参加は代理もあり、行事と重なった場合は欠席もあり。
- ・ 公営交通は請願書の提出と議員対策も含めて要望・協議を設定する。
- ・ マスコミ対策は担当を決める。新聞社のあて先：〇〇社論説委員さま
共同通信：地方紙のための論説の材料提供。NHKは解説委員さま。弁護士会。

② 全国精神保健福祉会連合会からのメール内容



都道府県 各位

7月の交通運賃割引PTの会議のまとめを受け、8月7日の代表理事会で確認をしました。
添付の内容（※後段で紹介）で、すすめてまいりますのでよろしくご了承ください。

◎ 最重要点は10月と12月にJR各社に統一して要望をすることです

国会請願採択を受け国会議員の力を借りることも大切です。国会議員が同席すれば、JRも拒否はできません。

ブロック単位で要請していくことが基本ですが、少なくとも各本社のある県連とブロック担当理事が実施のための手立てをとっていただけるようお願い申し上げます。

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ・ JR 北海道 北海道札幌市 | ・ JR 東日本 東京都渋谷区 | ・ JR 東海 愛知県名古屋市 |
| ・ JR 西日本 大阪府大阪市 | ・ JR 四国 香川県高松市 | ・ JR 九州 福岡県福岡市 |

◎ また、自治体への意見書採択も改めてとりくみましょう



一度採択したところも、国会会期ごとにリセットされてしまうので、繰り返し行っていただくことも重要です。

2020 年オリンピック・パラリンピック開催に併せて国の取り組みも加速しています。この機会を逃すわけにはいきません。様々な条件はありますが、ぜひとも力を集中していただきたくお願いいたします。

先んじて、九州ブロックが JR 九州に要望されましたのでその記事を添付いたします。又、九州沖縄ブロック担当理事の高野さんより下記の報告を受けていますので併せてご覧ください（一部加工）。

≪報告者：九州沖縄ブロック理事 高野良隆≫

J R 九州と九州運輸局に対し、精神障害者の交通運賃割引に関する要望を提出しましたので、下記の通り報告します。

* 日時 7 月 2 6 日（金） J R 九州 J R 九州本社 1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0
九州運輸局 局庁舎内 1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 1 0

* 要望結果

J R 九州側に対して、西鉄や航空運賃さらには多くのバスやタクシーの運賃割引が実施されていること、加えて 6 月 2 6 日には衆参両院の国土交通委員会において、運賃割引に関する請願が採決されたことなどの意見を云い、国民の認識は三障害格差是正に向かっていることなどを述べました。

また、運賃割引を行った後の西鉄の決算をみても赤字にはなっておらず、乗客数も微増していることなどもあり、決して財政的負担にはならないなどの話もしました。

しかしながら J R 九州側は財政的なことで実施していないわけではなく、いろいろな観点から行っていないので、やはり国の福祉政策の中で実施してもらいたいということに終始しました。

最後に J R は元国鉄であり、会社は別々になったが、線路はつながっているわけで、全国の J R 各社と横のつながりがあるか問うと当然横のつながりがあり、年に何回か会議がもたれているとのことでした。ならば、その場で精神障がい者の運賃割引の話を出してもらいたい、また国土交通省と積極的に話合いを持ってもらいたい旨の要望もだしておきました。

やはり J R 九州独自の判断は、非常に困難であると感じられ、全国的な活動をする必要があるのではないかと感じられます。

九州運輸局側には、国会の採決もえられたので、是非とも国土交通省と J R 本部との話合いを進めてほしい旨要望しました。

精神障がい者の交通運賃割引に関しては、今後も協力して事業者を指導していきたいとのことでした。

以上、簡単に報告しますが、これを実現するには、全国で連携していかなければ、大変難しいものがあると思います。全国的な連携とご協力をお願いします。



❖ 全国の都道府県市町村議会から意見書採択の大運動を !! ❖

都道府県連においては、全国精神保健福祉会連合会の行動提起を市町村家族会に伝え、全国津々浦々の都道府県市町村議会から請願書採択運動を展開していきましょう。

◎ 議会へ要請する意見書採択の「お願い文書」のサンプルを掲載しますので、今後の取組みの参考にして下さい。 （交通運賃割引全国運動プロジェクトチーム座長：奥田和男）



令和元年 月 日

〇〇〇〇〇議会

様

〇〇県・ 家族会（連合会）

会 長

住 所

連絡先 TEL

FAX

「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願い

平素は精神障害者施策にご理解・ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆・参両院の国土交通委員会で採択されました。請願の要旨は『憲法第 14 条は「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第 4 条』は、この条約 と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。障害者基本法は、精神障害者も「障害者」と規定している。障害者差別解消法は、「差別の解消」を宣言している。障害者が移動する際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。国においては、憲法・条約・国内法理念や条文、また、3 障害一元化の趣旨を踏まえて、J R その他の鉄道、航空機、旅客船及びタクシーの各運賃、高速道路その他の有料道路の通行料金に関わる交通運賃割引制度を精神障害者にも適用されるよう適切な措置を講じることを強く求める。ついては次に事項について実現を図られたい。

一、精神障害者も身体・知的障害者と同様に J R など交通運賃割引制度の適用対象にすること。」となっています。

2020 年のオリンピックパラリンピックの開催に向けバリアフリーの機運の高まりの中で、「精神障害者の交通運賃に関する請願」が採択され、精神障害者への割引適用に向けた機運も高まっています。2018 年 10 月に発表された航空会社の 3 障害共通の割引制度の実現は、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画による国の働きかけが航空事業者に受け止められたものです。既に、大手私鉄では、西鉄が全国で初めてとなる「精神障害者の運賃割引」を実施しました。また、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度を導入しました。

精神障害者の「平等」と「社会参加」を図るうえで、全国に輸送網を持つ J R 各社、高速道路及び大手私鉄等の社会的責務は重大であります。

つきましては、〇〇県議会において、衆・参両院の請願採択を踏まえ、精神障害者も身体・知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするために、「国土交通省がリーダーシップを発揮して交通事業者への働きかけを強める」ことを求める意見書を採択して頂きますよう心からお願い申し上げます。

資料 J R など交通運賃割引全国運動推進ニュース第 75 号

参考：下記は、名古屋市精神障害者家族会連合会が市議会各会派との懇談の際に連合会の案文として提出した意見書のサンプルです。

請願採択を踏まえ各交通事業者への働きかけを強める意見書（案）

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されている。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように精神障害者にも交通運賃割引制度が適用されなければならない。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障害者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきました。平成30年10月に発表された航空会社の3障害共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者に受け止められたものです。

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択されました。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、高速道路及び大手私鉄等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要がある。

よって、名古屋市会は、国及び政府に対し、精神障害者も身体障害者や知的障害者同等に交通運賃割引制度の適用を実現するために国土交通省と一体となって各交通運輸事業者へ積極的に働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

※名古屋市議会においては、12月6日の本会議で「意見書」が採択されました。注：9月議会に提出しましたが、意見書受付の締め切り期日が過ぎていたため11月議会に持ち越されました。意見書の受付期日に注意が必要です。2月議会は、今なら間に合います。